

## 第5節 健全な水循環の確保

### 1 水循環機能の保全と創造

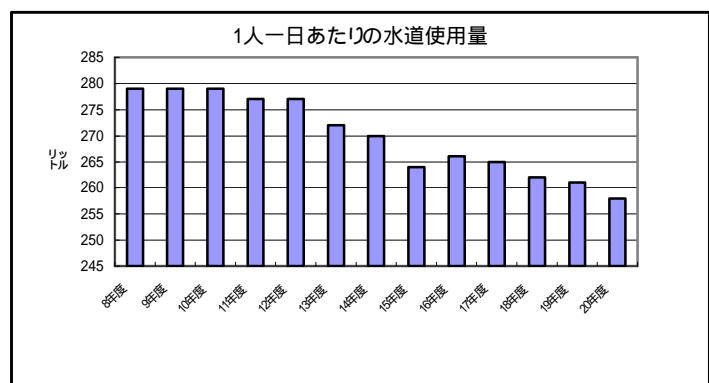
森林や農地の適切な維持管理、河川における自然浄化能力の維持・回復のための水質・水量の確保、水生生物等の生息環境、水辺植生等の保全、市街地における雨水地下浸透の推進、湖辺環境の適正な保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ります。

市民に身近な水循環である井戸や湧水の保全・活用を進め、水循環の重要性について理解を深めます。

効率的な水利用を進めるため、水資源の有限性についての啓発、生産工程での水の循環的利用、水利用のムダを省くライフスタイルの普及を推進するとともに、雨水利用や再生水利用等の水循環に結びつく新たな水利用システムの検討を進めます。

#### < 現況 >

本市における水道使用量は、1人1日あたりでみると減少傾向にあります。要因としては、かつて増加要因となっていた下水道の整備がほぼ終了したに加え、近年の市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっていることが推定されます。



(注) 平成16年度までは、旧志賀町との合併前の数値

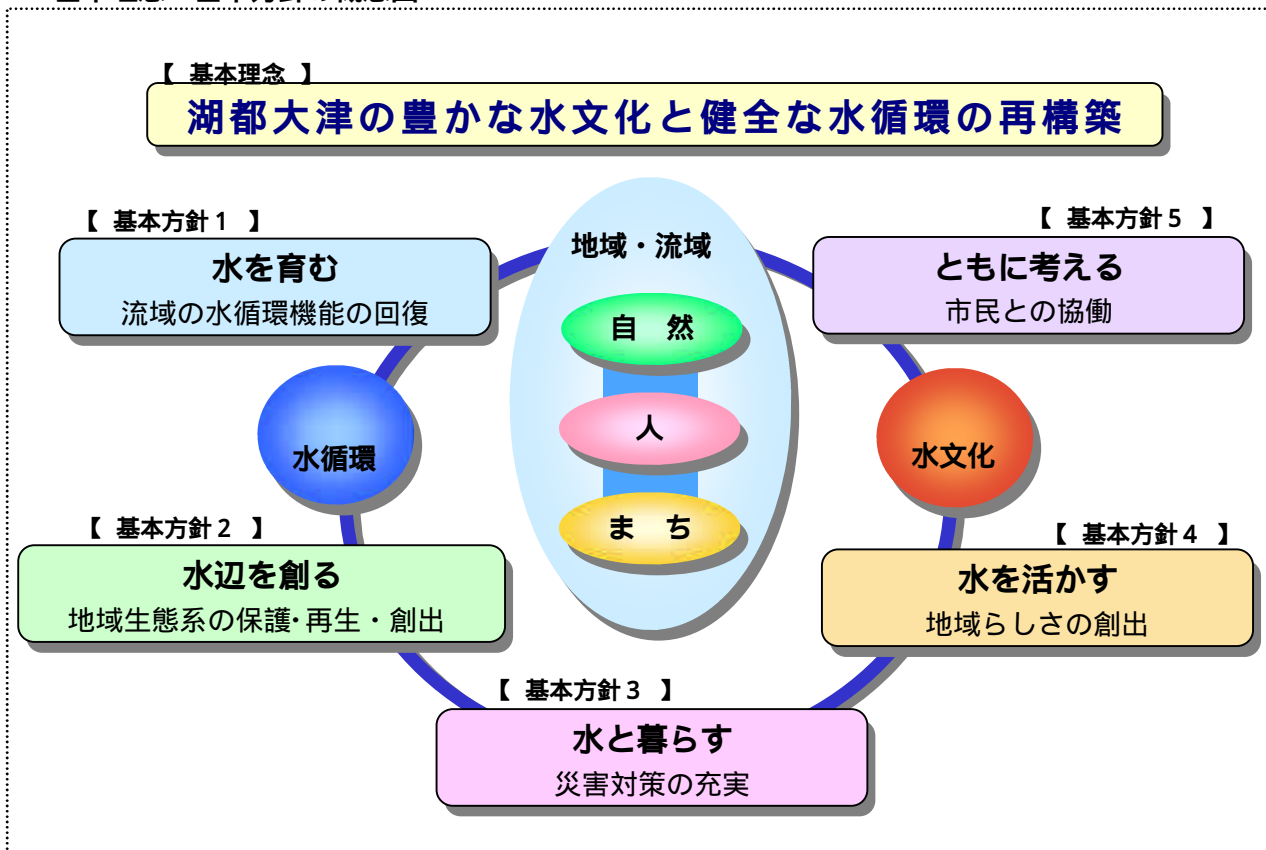
#### < 実施事業等 >

##### (1) 水循環機能の保全と創造

###### ア 「水環境基本計画」の推進

大津市では、これまで守り育ててきた川や溜池、琵琶湖などの豊かな「水環境」を活かした潤いと安らぎのある水辺空間の創出、そして環境に優しいまちづくりを進めています。そのための基本的な考え方や方策を示した「大津市水環境基本計画」を平成18年3月に策定し、旧志賀町との合併をふまえ、同年10月に見直しました。また、計画に掲げる基本理念の実現をめざし、「だれがいつ・どこで何をするのか」を具体的に示した行動計画(第1期行動計画)を平成21年3月に策定し、今後、関連事業の推進を図っていきます。(43)

## 基本理念・基本方針の概念図



### 基本方針1 流域の水循環機能の回復 - 水を育む -

目標 流域全体での水源涵養機能の回復・向上

目標 完全な水の確保

目標 適正な土地利用の推進

目標 水の効率的な利用の推進

### 基本方針2 地域生態系の保護・再生・創出 - 水辺を創る -

目標 水域・水辺の保護・再生・創出

目標 水辺生態系と生物の生息場所の保護・再生・創出

### 基本方針3 災害対策の充実 - 水と暮らす -

目標 総合的な治水・水害対策

目標 災害時対策

### 基本方針4 地域らしさの創出 - 水を活かす -

目標 親水空間の確保

目標 景観への配慮

目標 水文化の継承・創出

### 基本方針5 市民との協働 - ともに考える -

目標 市民意識の醸成

目標 市民・事業者の活動の推進

目標 教育・研究機関との連携

目標 行政間の連携

## イ 雨水の浸透と有効利用

逢坂小学校ほか3施設に雨水浸透施設や雨水貯留タンクを設置しました。溜まった雨水は、花の水やり等に使用し子どもたちへ水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、38箇所について助成を行いました。<sup>(43)</sup>



歩道の設置および改良に際して透水性舗装を採用しました。市道幹 1052 号線の延長 90m、市道中 0014 号線の延長 60m、市道幹 2152 号線の延長 40mで実施しました。<sup>(41)</sup>

公園整備事業を進めるうえで、透水性舗装による市街地の雨水の地下浸透に努めました。公園内には高木を中心とした植栽を図るとともに張芝等を行い、水循環機能の保全に努めています。<sup>(35)</sup>

## (2) 水利用の効率化の推進

### ア 水利用の効率化の啓発等

第 50 回水道週間 (6/1 ~ 6/7) に浄水場の一般公開を行い、琵琶湖の水が飲料水になるまでの過程を見学していただき、水の大切さに対する理解を深めていただきました。<sup>(51)</sup>

第 50 回水道週間に、懸垂幕「水を大切にしましょう」を掲揚し、啓発に努めました。<sup>(51)</sup>

水道水源クリーン作戦 (膳所浄水場周辺湖岸の清掃) を 5 月 31 日に行い、水源の大切さを啓発しました。<sup>(51)</sup>

企業局発行の広報誌「パイプライン」で水道水質の現状及び基準、水道事業にかかる費用、限られた水源の大切さを啓発しました。<sup>(51)</sup>

### イ 工場・事業場における水利用の効率化の推進

市内事業所と環境保全協定を締結し、締結事業者に自らの管理による資源 (水) 利用の効率化を求めました。<sup>(22)</sup>

### ウ 農業用水の有効利用の推進

ほ場整備事業で区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。(田上関津地区・上仰木地区・上仰木 地区)<sup>(20)</sup>